

○厚生労働省告示第三百三十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十三万五千三百十六円に変更し、平成二十一年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用する。ただし、同月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十一年六月二十五日

厚生労働大臣 舛添 要一